

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 山村 幸穂				
年 月 日	2024年4月1日			
年会費名	総合社会福祉研究所2024年度会費			
相手方	総合社会福祉研究所			
年会費支払目的	社会保障、保健、医療、生活環境などの課題を関係団体、個人が共同して研究活動を行い、国民利益と要求を実現する運動に寄与する。研究成果と情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集を行い、機関誌「福祉のひろば」を通じて、調査・研究の成果、または収集資料を公表する ◆本会の活動頻度 社会福祉市民講座や社会福祉研究交流集会の開催、自主研究会への強力などをすすめる。月刊「福祉のひろば」等で成果を公表 ◆参加者の状況 市民講座、シンポジウム等に参加。「福祉のひろば」誌から資料・情報を得て、得た知識、情勢を議会質問に活かす			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	9400 円	2024 年度会費	2
	合計 9400 円 （すべて政務活動）			
備考	添付資料：設立趣意書・規約、月刊「福祉のひろば」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

福祉のひろば

7

2024

特集

能登半島地震 被災地からのレポート〈後編〉



編集 総合社会福祉研究所

総合社会福祉研究所

設立趣意書

社会福祉は、今戦後最大の転機を迎えています。ことに国民の民主的な運動によって実現させてきた社会福祉諸制度の原則や権利性が根本的に覆されようとしています。

政府・財界が「戦後政治の総決算」路線の一環としてすすめている「社会福祉改革」は、これからの社会福祉を、公的な制度による国民の権利として保障するのではなく、「民間活力」によって提供されるサービスを買うシステムに再編しようとするものであり、社会福祉への公的責任の放棄にほかなりません。すでに多くの社会福祉現場では、様々な規制や労働諸条件の改悪によって、利用者の権利を守れない事態がうまれています。

こうした制度改悪は国民生活との矛盾をますます深めており、社会福祉の民主的な拡充をめざす運動を進展させ、いのちとくらしを支える実践を導く社会福祉理論の確立は急務の課題となっています。また、21世紀にむけての社会福祉の未来をきりひらく科学的な展望の追究が強く求められています。

私たちは、以上の情勢と課題にこたえる民主的な実践と運動の社会的力量を基盤に総合社会福祉研究所を設立いたします。とりわけ、社会福祉法人大阪福祉事業材団は、雑誌「福祉のひろば」の発行、社会福祉労働者のための「基礎講座」、市民とともに学ぶ「社会福祉市民講座」とはじめとする研究活動を展開してきています。そして、それらを飛躍的に発展させるには、ひろく社会福祉の拡充を願う人びとの共同の事業にすべき段階にあることを確認するにいたりました。

同時に、この研究所は、社会福祉や関連する諸分野の運動の組織的な中軸となってきた多くの労働組合や諸団体の要求と共同の努力によってうみだされ、その研究運動を前進させる拠点となるものです。したがって、社会福祉と社会保障、保健、医療、教育、住宅、生活環境関連分野に係わる労働組合や諸団体が、共通の課題に基づき、国民の利益と要求を実現していく運動の発展に寄与していくものであります。

この研究所の役割は、国民生活の実態と社会福祉の労働と運動に立脚した研究を通して社会福祉理論の発展に貢献していくことです。そのためには学者・文化人の方々の協力が不可欠です。また、多くの研究機関、研究運動団体と手を携え、協力、共同して研究活動をすすめる必要があります。そして、何よりも社会福祉に関心をもつすべての人びとの参加・協力によってこそ、この研究所の役割が発揮されるのです。

以上、私たちは、広範な労働者、国民が主人公となり、多面的な研究活動を旺盛に展開しうる新しい拠点として、ここに総合社会福祉研究所を設立するものであります。

(1988年5月8日採択)

規 約

第1章 総 則

第1条（名称）この研究所は、総合社会福祉研究所という。

第2条（事務所）この研究所の事務所は、大阪市天王寺区悲田院町8番12号におく。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）この研究所は、すべての人びとのいのちとくらしをささえる諸権利・制度の発展に寄与するため、主として社会福祉及び関連分野の総合的な調査、研究を行い、その成果を広く普及することを目的とする。

第4条（事業）この研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 社会福祉に関連する分野の調査、研究及び資料の収集。

2. 研究の成果を広く普及するための教育・学習活動。
3. 自主的研究会活動のための援助と協力。
4. 研究所報、研究紀要、その他刊行物の発行。
5. その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

第5条（会員）この研究所の会員は、次のとおりとする。

1. 正会員 この研究所に目的に賛同して入会した個人または団体。
2. 賛助会員 この研究所の事業を援助する個人または団体。

第6条（入会）会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を理事長に提出しなければならない。

第7条（会費）会員は、総会において別に定める会費規程により、会費を納入しなければならない。

2. 会員は、会費を1年を越えて滞納した場合、会員の資格を失うことがあるものとする。

第8条（退会）会員は、いつでも理事長に通告し、退会することができる。

第4章 役 員

第9条（役員）この研究所に次の役員をおく。

1. 理事 20名以上 30名以内（うち理事長1名、副理事長若干名とし、必要な場合は常務理事1名および常任理事若干名をおくことができる。）

2. 監事 2名

第10条（役員の選出）理事および監事は、正会員のうちから総会において選出する。理事長、副理事長、常務理事、常任理事は、理事会において互選する。

第11条（任期及び補充）役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第12条（理事長）理事長は、この研究所を代表し、所務を統括する。

第13条（副理事長）副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたとき、その職務を代行する。

第14条（常務理事）常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、所務を処理する。

第15条（常任理事）常任理事は、理事長、副理事長、常務理事とともに常任理事会を構成し、所務の執行を推進する。

第16条（理事）理事は、所務の執行を決定する。

第17条（監事）監事は、この研究所の会計を監査し、その結果を理事会及び総会に報告する。

第5章 会 議

第18条（会議）この研究所の会議は、総会、理事会、常任理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第19条（構成）総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は理事をもって構成する。

3. 常任理事会は、理事長、副理事長、常務理事、常任理事をもって構成する。ただし、これらの常任理事会構成メンバーは、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第20条（機能）総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。①事業計画及び収支予算②事業報告及び収支決算③その他、この研究所の運営に関する重要事項

2. 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。①総会の議決した事項の執行に関すること②総会に付議すべき事項③その他、総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

3. 常任理事会は、理事会の付託を受けた事項を議決するとともに、研究所の事業の企画・推進にあたる。

第21条（招集）通常総会は会期（2年間）ごとの開催とし、理事長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長が招集する。

3. 理事会は、理事長が随時招集する。
4. 常任理事会は、理事長が随時招集する。

第22条（定足数）会議は構成員の過半数の出席によって成立する。ただし、委任状を提出した者は会議に出席したものとみなすことができる。

第23条（議決）議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは議長の決するところとする。

第6章 会 計

第24条（経費）この研究所の経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第25条（予算及び決算）この研究所の予算は、理事会の議を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

第26条（会計年度）この研究所の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。ただし、2006年度については、4月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

第7章 事務局及び委員会等

第27条（事務局）この研究所の所務を処理するために事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び職員をおく。
3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。
4. 前項に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事長が別に定める。

第28条（専門委員会及び研究部会）この研究所の所務を執行するために、理事会の議を経て専門委員会及び研究部会をおくことができる。

第8章 名誉理事

第29条（名誉理事）研究所に名誉理事をおくことができる。

1. 名誉理事の任命は、理事会の同意を得て理事長が行う。
2. 任命の報告を総会にて行うものとする。

第9章 規約の変更及び解散

第30条（規約の変更）この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

第31条（解散）この研究所は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

附 則

1. この研究所の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は1990年3月31日までとする。
2. この研究所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. この研究所の設立当初の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の日から1989年3月31日までとする。
4. この規約は、1988年5月8日より施行する。
 - (2) この規約は、1990年6月3日に一部改正した。
 - (3) この規約は、2002年9月28日に改正し、即日施行する。
 - (4) この規約は、2006年6月17日に一部改正した。
 - (5) この規約は、2008年8月30日に一部改正した。
 - (6) この規約は、2011年8月27日に一部改正した。

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 山村 幸穂				
年 月 日	2024年5月29日			
年会費名	国土問題研究会2024年度会費			
相手方	国土問題研究会			
年会費支払目的	県土の安全で住みよい地域づくりのため、科学者の知見、調査・実践から学ぶとともに、情報を得て、政務活動・質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 安全で住みよい地域・国土づくりのための調査・研究を現場主義ですすめ、科学者の知見から方向を示す取り組みをすすめている。なかでも、自然災害に対する現地調査、分析、提言に対する高い評価を得ている ◆本会の活動頻度 月1回発行の「国土研ニュース」、同機関誌「国土問題」（年1回以上随時発行）の活用。現地調査、テーマ別研究会の開催等 ◆参加者の状況 研究者、学生、地方議員など 研究者の知見に学び、本県における自然災害や公害への対応と解明をすすめ、議会質問等に活かしている			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	10000 円	国土問題研究会2024年度 普通会员会費	23
		合計 10000 円 （すべて政務活動）		
備考	添付資料：国土問題研究会規約、「国土問題」（会報）表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

こくどけん機関誌

K O K U D O - M O N D A I

国土問題 85

2024.3

国土問題研究会創設 60 周年記念特集

○国土研：調査報告会 2022年12月18日

テーマ：「非合理的な公共事業や開発をやめ、
真に必要なインフラを求める
公共の資本である国土を知り
安全に活用する方策」

○国土研：シンポジウム 2023年6月17日

テーマ：「国土研 60 年の活動と災害から、
開発・環境・社会の在り方を探る」

国土問題研究会

JAPAN INSTITUTE OF LAND AND ENVIRONMENTAL STUDIES

国土問題研究会規約

(昭和 49 年改正)

(昭和 50 年改正)

(昭和 57 年改正)

(昭和 60 年改正)

(1991 年改正)

(2016 年改正)

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は国土問題研究会という。

第 2 条 本会は事務局を京都におく。

第 3 条 本会は理事会の議決を経て、支部をおくことができる。

第 2 章 目的および事業

第 4 条 本会は、環境保全、地域計画、災害公害対策、エネルギーおよび資源問題、地場産業など国土に関する各種の調査研究を行ない、すべての国民のために美しく豊かな住みよい国土の実現に寄与することを目的とする。

第 5 条 本会は前条の目的を達成するための次の事業を行なう。

- (1) 調査研究および情報、資料収集。
 - (2) 機関誌、ニュース、報告資料、その他の刊行。
 - (3) 研究会、講演会、講習会、現地討論会の開催。
 - (4) 自治体、住民団体などに対する助言、相談活動。
- その他、目的を達成するために必要な活動。

第 3 章 会 員

第 6 条 本会の趣旨に賛同し入会しようとするものは、会員の紹介をもって理事長に申し込まねばならない。会員の資格は入会申込書を運営理事会において承認し、会費を払い込んだ日よりはじまる。

第 7 条 会費額は総会において決定する。

第 8 条 会員は普通会员，学生会員，維持会員よりなり，次の権利をもつ。

- (1) 総会に出席し、議決に参加すること。
- (2) 本会の行なう諸活動に参加すること。
- (3) 本会の資料および施設を利用すること。
- (4) 普通会员および学生会員は機関誌およびニュースの配布を受け、維持会員は機関誌、ニュースのほか、さらに刊行図書の配布を受けること。

第 9 条 会員が次の一つに該当するときは、理事会の議を経て除籍することができる。

- (1) 会費を 2 年以上滞納したとき。
- (2) 本会にたいして不正な行為をしたとき。
- (3) 会員の資格を利用して不正な行為をしたとき。

第 4 章 役員，職員および顧問

第 10 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事・20 名以上。
- (2) 監事・若干名。

第 11 条 理事および監事の任期は原則として 2 年とし、会員のなかから総会時に選出する。選出に関する細部は別に定める役員選挙細則によって行なう。

第 12 条 理事は理事会を組織し、理事長 1 名、副理事長複数若干名、事務局長 1 名、事務局次長若干名および運営理事若干名を互選する。

第 13 条 (1) 理事長は会務を総括し、本会を代表する。

(2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代行する

(3) 運営理事は日常の会務を分担する。

(4) 事務局長は会務全般の事務を総括し、事務局次長はこれを補佐する。

第14条 監事は本会の業務および財務の状況を監査する。

第15条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会の議を経て理事長が委嘱する。顧問は、理事長の諮問に応じ、また理事会に出席して、理事長および理事会に意見を述べるることができる。

第5章 会 議

第16条 総会は2年に1回とし、理事長がこれを招集する。臨時総会は理事長が必要であると認めたときに、これを招集する。

第17条 総会員数の4分の1以上の会員により、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、理事長はその請求を受けた日より1箇月以内に臨時総会を召集しなければならない。

第18条 総会の召集は10日前までに、その会議の目的たる事項を示して会員に書面をもって通知しなければならない。

第19条 都合により総会に出席しない会員は、委任状によって参加することができる。

第20条 総会は、本会の事業の総括ならびに方針等の重要事項について決議する。

第21条 総会議長は、出席会員のなかから選出する。

第22条 各会員の議決権は1人（1団体）1票とする。

第23条 総会の議決は出席会員の議決権の過半数によりこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところとする。

第24条 理事会は、理事長がこれを招集する。理事会は、運営に必要な内規を定めることができる。

第25条 運営理事会は、理事長がこれを招集する。運営理事会は、本会の経常的な運営について審議決定し、その任務を分担する。

第6章 会 計

第26条 本会に関する費用は、会員の会費、活動に伴う収入および寄付をもってこれにあてる。

第27条 理事長は、総会までに会計監査を受けなければならない。

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり3月31日に終わる。

第7章 付 則

第29条 この規約は2016年6月25日から施行する。

第30条 この規約を変更するためには、会員による投票総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

入会申込書

年 月 日

国土問題研究会の主旨に賛同し

- ・普通会員として
- ・学生会員として
- ・維持会員として（年__口）（該当欄を○で囲んでください）

入会を申し込みます。

氏名（ふりがな）	団体の場合は団体名あるいは代表者名
生年月日 年 月 日	
住所 〒	
TEL	FAX
勤務先（または学校名）	職業
勤務先住所 〒	
勤務先 TEL	勤務先 FAX
（国土研からの連絡に使用 可・不可）	
専門分野（または最も関心を持っていること）	
E-mail	
自宅（国土研からの連絡に使用 可・不可）：	
勤務先（国土研からの連絡に使用 可・不可）：	

―入会ご希望の方は、この申込書をメール添付または fax または郵便で送ってください。―

会費は 普通会員：10,000 円／年度
学生会員：5,000 円／年度
維持会員：1 口 20,000 円以上／年度

後期入会の場合、その年度会費は半額。会計年度は毎年4月1日～翌年3月31日。
会費は郵便振替用紙にて送金ください。入金確認をもって入会手続きをいたします。

国土問題研究会（略称：こくどけん）
〒604-0931 京都市中京区二条通河原町西人ル榎町南館3階 TEL/FAX 075-241-1373
E-mail: kokudoken@up.lolipop.ne.jp 郵便振替口座 国土問題研究会

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2024年5月29日			
年会費名	奈良難病連2024年度会費			
相手方	特定非営利活動法人奈良難病連			
年会費支払目的	難病患者の相談と支援、難病の啓発などをおこなう法人から情報を得て、その活動を支援しながら、政務活動・議会質問に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 難病患者の相談にのり、活動を支援する、また難病の啓発を世に広く広げるとともに、難病患者世帯の生活支援のための物品販売事業もおこない、主に社会に難病に対する理解を広めることに寄与する ◆本会の活動頻度 通常総会は年1回、相談事業、啓発事業、情報提供事業、研修会を随時開催 ◆参加者の状況 会員は、同法人の目的に賛同して入会した個人（正会員）、と法人の活動に協力する個人（準会員）、事業に賛助する個人（賛助会員）からなる			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	5203 円	奈良難病連2024年度個人 会員会費	24
	合計 5203 円 （すべて政務活動）			
備考	添付資料：奈良難病連定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人 奈良難病連 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良難病連という。

(事務所)

第2条 この法人は、奈良県奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツⅡ106号室に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、治療法がいまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動をすると共に、難病に関しての正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 難病患者への相談と支援に関する事業
 - ② 難病の啓発に関する事業
 - ③ 情報収集及び提供に関する事業
 - ④ 難病の研修会、学習会に関する事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人



- (2) 準会員 この法人の活動に協力する個人
(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体、企業

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号いずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内



- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する。



解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務執行のために必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員等)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。



- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに正会員に対して通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。



- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

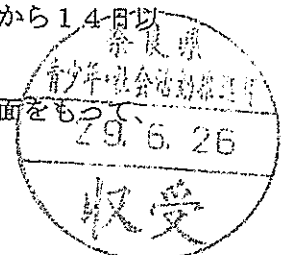
第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに理事に対して通知しなければならない。



(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産、会計及び事業計画等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入



(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。



2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会において定める者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)



第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏 名
理事長	神田 菊三
副理事長	小橋 重徳
理事	山口 純子
同	児玉 久美子
同	蜂谷 あさ子
同	井谷 真砂人
監事	森岡 和子
同	長尾 恭子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 350円(年額)

(2) 賛助会員

個人会員 5,000円(年額)

団体会員 5,000円(年額)

企業会員 20,000円(年額)

附則 この定款は、定款変更の認証の日(平成17年9月15日)から施行する。



附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成18年11月10日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成19年6月16日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成27年6月7日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成28年6月12日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の認証の日（平成28年8月29日）から施行する。

附則 この定款は、定款変更の日（平成29年6月4日）から施行する。

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2024年6月24日			
年会費名	奈良自治体問題研究所2024年度会費			
相手方	奈良自治体問題研究所			
年会費支払目的	あらゆる自治体問題の専門家、研究者の集団である自治体問題研究所の研究会、論文、機関紙誌を通じて情報を収集し、議会での質問に役立てる			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 別紙、入会案内にある「研究所のねらい」とおり ◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムなどの定期、あるいは適宜開催 研究所機関紙「奈良の住民と自治」定期発行（月1回）他 ◆参加者の状況 研究者、地方議員など 研究者の知見に学び、本県における自然災害や公害への対応と説明をすすめ、議会質問等に活かしている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究費	3600 円	奈良自治体問題研究所2024年年会費	3/
	合計	3 6 0 0 円	（すべて政務活動）	
備考	添付資料：機関紙「奈良の住民と自治」表紙コピー、研究所規約コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

ならの住民と自治

NO. 379 2024・10・9

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F
奈良自治体労働組合総連合内 ☎ 0743-55-3060

《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126

《郵便振替口座》： 奈良自治体問題研究所

《ホームページ》： <http://naraitiken.sub.jp>

講演会のお知らせ

地域から築く自治と公共

日時 11月24日(日) 午後1時半～4時
場所 大和郡山市市民交流館(JR郡山駅東隣)
講師 中山 徹氏 自治体問題研究所理事長
奈良女子大学名誉教授、
工学博士、一級建築士

著書

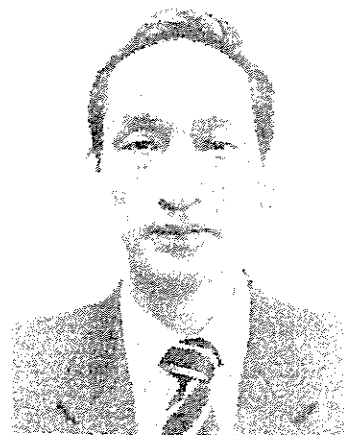
地域から考える少子化対策―「異次元の少子化対策」批判

地域から築く自治と公共

地域居住とまちづくり 多様性を尊重し協同する地域社会をめざして
子どものための保育制度改革

保育所利用者減少「2025年問題」とは何か

人口減少時代の自治体政策 市民共同自治体への展望 ほか多数



資料代 会員 無料、 非会員 500円

地域から築く 自治と公共

中山 徹 著

自治体問題研究所

政府は「戦争できる国」づくりに邁進し、社会保障改悪、新たな成長戦略、デジタル化を推し進めています。一方、政府の政策を無批判的に受け入れる自治体も多くあり、学校や病院の縮小再編が進み、住民サービスを担う職員の削減・非正規化が強行されています。このままいけば、地域から平和、安全が奪われ、暮らしの基盤が崩壊し、地方自治が縮小してしまいます。

どうすれば地方政治を変えることができるでしょうか。中山先生は、市民不在の政治を変える力点は「自治と公共性の再生」にあると強調されています。直近の地方政治を分析し、「自治と公共性の再生」の観点から地域を変える主体形成のあり方を、中山先生とともに考えましょう。

奈良自治体問題研究所規約

第一章 総則

第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山市におく

第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
- (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域・まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方財政等、住民生活に関わる諸問題について
- (3) 講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
- (4) 研究所報『ならの住民と自治』の発行
- (5) 『住民と自治』誌の学習と普及
- (6) 目的を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
- (7) その他前条の目的を達成するための事業

第二章 会員

第4条 会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 目的に賛同し、これを援助する個人または団体

第5条 会費は次のとおりとする

- (1) 正会員、個人会費は月300円
団体会員は月101,000円
- (2) 賛助会員 個人、団体、年額105,000円

第6条 入会の承認は理事会において行う

第三章 役員等

第7条 研究所に、次の役員をおく

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 理事長 | 1名 |
| (2) 副理事長 | 若干名 |
| (3) 常務理事（内1名は事務局長） | 若干名 |
| (4) 理事 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

第8条 役員は総会で選出する

- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない

第9条 この研究所に顧問をおくことができる

- 2 顧問は理事会において推薦し、総会において承認する
- 3 顧問は随時理事会に出席して意見を述べることもできる

第10条 この研究所に研究員をおくことができる

- 2 研究員は、理事会において選任し総会に報告する
- 3 研究員は、随時理事会に出席して意見を述べることもできる
- 4 研究員は、その専門性を生かして研究成果を、研究所ニュースや諸事業で発表する
- 5 研究員には、必要な費用を支払うことができる

第四章 事務局

第11条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく

- 2 事務局員は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する

第五章 会議

第12条 総会は最高の決定機関で、正会員で構成する

- 2 総会は次の事項を議決する
 - (1) 年間の事業（活動）計画
 - (2) 予算および決算
 - (3) 役員を選出および承認
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他、必要と認める事項
- 3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる
- 4 議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する
- 5 30名以上の会員の請求があった時は、臨時総会を開催しなければならない

第13条 理事会は役員（監事をのぞく）で構成し、総会の方針に基づき事業の執行を決定する

- 2 理事会は、理事長が招集する

第六章 会計

第14条 会計は会費およびその他の収入をもって充てる

第15条 監事は会計を監査し、総会において監査結果を報告する

第16条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

第七章 規約改正および運用

第17条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正することができる

第18条 この規約の施行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる

付則

この規約は、2018年1月27日より施行する

2000年 1月29日 制定

2001年 1月27日 一部改正

2006年 1月28日 一部改正

2011年 1月15日 一部改正

2018年 1月27日 一部改正

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸徳

年 月 日	2024年8月8日他				
表題と発行部数	山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2024年7月号 (54000 枚)				
対象者	奈良市民を中心に県民にひろく届ける				
配布方法	新聞折込 (43350 枚)、街頭配布・ポスティング等 (10650 枚)				
発行目的	6月議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	・ 6月県議会における本会議討論、委員会質問でとりあげた県政上の重要課題についての論戦を紹介し、県民の関心を高めるため役立てる。 ・ 1月1日に発生した能登半島地震を教訓に、奈良の地域防災体制の抜本的強化を提案した。6月には、石川県の被災地をボランティア活動のため訪問、支援活動をおこない、要望等聞き取りをおこなった。 ・ 発言機会が以前に比べ大きく減っているなかでも、あらゆる発言・質問の機会を生かし提案、発言を継続。意見書提案を積極的におこない、今議会では2つの意見書が本会議に上程された。 ・ 子ども医療費助成制度の拡充、橿原文化会館閉鎖提案に反対し中南和の文化の拠点施設・橿原文化会館の存続を求める市民団体の要望活動を支援した。 ・ 活動の報告、提案内容を広く広報し、さらに意見聴取をおこない、議会質問に活かす。				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	269500 円	54000 枚	58
	新聞折込代	奈良産経企画	133738 円	43350 枚	57
	合計 403238 円 (すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料：山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2024年7月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



こんにちは
山村さちほ

日本共産党奈良県会議員

山村さちほの県議会だより

2024年7月

県議会報告版

日本共産党奈良県会議員
奈良市登大路町30奈良県議会内

ダイヤルイン tel 0742-27-8956
fax 0742-27-1492
e-mail naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

■訪問をお待ちしています■ ブログ 毎日更新、読みたいところ 検索

毎日更新、読みたいところ



平和行進一行を激励：6月26日県庁前

災害と物師高騰から
暮らしを守る

能登半島地震
被災者救援を急げ

地震発生から6カ月。まだまだ支援が求められています。7月4、5の両日、七尾市、珠洲市で仮設住宅を訪問し、支援物資を届ける救援ボランティアに参加しました。



能登半島地震で想定を上回る被害が発生したことを教訓に、県内

備品・備蓄物資の拡充、国
際基準のトイレ設置、生活
再建支援拡大などを求める

6月定例県議会の開会にあたり6月13日、知事に防災対策の申し入れをおこないました。
能登半島地震では物資不足やトイレ環境の悪化が深刻でした。6カ月たった今も避難者がたくさん残され、水道の水が使えない地域を残しています。

副知事3人体制を提案する条例に反対

奈良県に副知事が3人必要だという明確な根拠はなく、「身を切る改革」をすすめる維新の会の主張は、まさに逆行しています。
奈良県の諸問題の解決のために国とのパイプを太くするためと説明されていますが、奈良の諸問題の解決というのなら副知事も現場の職員を増やすべきだと述べて、反対しました。
わたし以外のすべての議員は賛成賛成と。

能登半島地震を「わがこと」として
県と市町村が連携し防災減災体制の抜本的強化を

の避難所の増設や備品・備蓄物資の拡充、防災に対応する人員の拡充を求め、能登でも大きな問題となったトイレ設置については国際基準にそった「20人に1個」女性用は男性用の3倍、「男女別の洋式トイレ」の設置など抜本的な見直しを求めました。
住宅の耐震化を確実にすすめる、市町村独自の「水源地」の確保、住宅再建支援の強化などを求めました。
また、県の広域防災拠点の機能強化、住民合意のない五條市のゴルフ場跡地へのメガソーラー設置をしないよう申し入れました。



ちよこっと新聞誌

登大路 県営駐車場の値上げ

登大路県営駐車場が7月1日から大幅に値上げです。
県庁に用事のある方の料金を除くは継続しますが、観光客の買物等の利用なら1日最大1000円だったのが1500円に。土日は最大2000円に値上げ。
平日2時間以内の利用が無料だったのが1時間に短縮。
山口知事が決断したのですが、直前に、気になる県議会議員もいました。
維新県議の「県立公園を儲かる公園にするべき」というもの。県立公園を儲けの場にするなどふりてしよう。

総務警察
委員会

自衛隊駐屯地県内誘致
国への要望やめど！
奈良県は全国で唯一陸上自衛隊駐屯地がなく、荒井前知事が五條市への誘致を再三求めていたが、国と防衛省は自衛隊の本来の任務は防衛であって、災害救援のために駐屯地を奈良県に設置する必要がないと断られてきました。
山口知事は防衛予算が増えたからと誘致要請を再開しましたが、政府は、敵基地攻撃能力の保有や核戦争にも耐える基地の強硬化をすすめています。
自衛隊誘致は戦争への危険を増すこと、平和を願う県民の思いに相いれないことから、自衛隊駐屯地の県内誘致要請行動を中止するよう求めました。

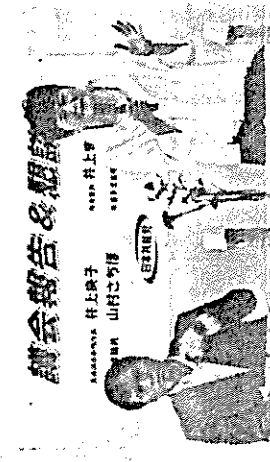
お元気ですか

奈良県議会議員
山村さちほ

今年もロシヤをめざして、核兵器廃絶を訴える2024年国民平和行進が県下各地をめぐるしました。奈良県庁にも立ち寄り、県職員が迎えてくれました。
県下のすべての市町村が非核平和宣言をしている奈良県から、日本政府が一刻も早く「核兵器禁止条約」に署名するよう、皆々と連帯して求めます。

各地で議会報告&懇談会

★地元市議会議員とともに、市内各地での議会報告&懇談会を開いています。
この日も会場いっぱいに参加があり、地域の要求や願い、質問もたくさん出され、なごやかに懇談しました。
どこにでも出かけます。ぜひ、お声を掛けてください。



願いのあるところ どこへでも 山形県のアナウンサー

山形県議会の議員内外での活動を写真で紹介しています。



文化の拠点「喜原文館」廃止はやめて！！

★奈良県が近鉄大和八木駅近くの喜原文館文化会館を閉鎖して、新たに設置する大型施設「アリーナ」で代替するとしている問題で、奈良県議会議員の代表が県知事と県議会の議長（左写真）に、文化活動の拠点施設・喜原文館を残してほしいと求めました。
演劇は生声、全身で演じるもの。大きなアリーナでは伝わらない。あわせて、駅周辺の喜原文館は他の施設では代替できないと訴えました。

子ども医療費「完全無料」実現を



★市町村の子ども医療費即成制度は、8月から、支払い方法などいっせいに拡充されました。でも、「一部負担金」が残されています。この一部負担金をなくして、お金の心配なく病院にかかることができる「完全無料化実現」と、署名運動をすすめてきた団体・個人が署名を提出しました。

少子化対策・女性活躍促進・スポーツ振興対策特別委員会

女性相談支援員配置状況

2023年4月1日現在：厚生労働省

県	女性相談支援員配置数	各県内市町の相談員配置率（％）
1 大分県	5人	1 高知県 0.0％
2 高知県	6人	2 大分県 7.1％
3 奈良県	6人	3 秋田県 7.7％
4 鳥取県	7人	4 奈良県 8.3％
5 山梨県	9人	5 和歌山県 11.1％

※「女性支援新法」では各県に相談センターを置き、相談員は必置。市町村には努める」とされました。

加齢性難聴者の補聴器購入公的補助求める意見書 女性差別撤廃条約選択議定書批准を求める意見書を全会一致可決

【日本我輩党が提案】



わたしは、2つの意見書を提案し、全会一致で可決されました。
＊
「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」は、高齢者の社会参加を高め、認知症予防や健康寿命を延ばし、医療費抑制にもつながることから、国に補助制度をつくるよう求めるものです。

＊
「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」は、日本は1985年に女性差別撤廃条約を批准していますが、その有効性を担保する「選択議定書」は検討すると言いつつ20年も進展がありません。この間にもジェンダー指数は下がり続け、2023年には146カ国中、125位。過去最低となっています。国連の女性差別撤廃委員会の審議が行われる今年10月までに批准するよう求めるものです。
棚原市、平群町の6月議会でも同意見書が採択されました。

＊
「刑事再審制度の改正を求める意見書」が、自民党派の提案で、全会一致で採択されました。
現行の再審制度は検察官の不服申し立てを認めており、袴田事件のように審理開始が長期化、「深刻な人権侵害」となっています。
検察の持ちこたえぬ開示制度の創設や再審開始決定に対する検察官の不服審査制度を廃止することなどを求めるものです。

児童虐待について

昨年6月、棚原市でおこった4歳女児虐待死亡事件について、県・棚原市の共同調査報告があり、児童福祉士6名の増員など改善策が示されました。しかし、児童相談所の職員一人当たり担当件数（実数）は、引き続き70件という重荷。棚原市は、相談対応は全員が会計年度任用職員（非正規公務員）でした。
職員の負担軽減、専門職としての待遇改善へ、さらなる人員増を求めました。



児童福祉士・女性相談支援員 処遇改善と抜本的増員はまっただし

困難な問題をかかえる女性支援
奈良は相談員配置全国ワースト
今年からはじまった「困難な問題をかかえる女性への支援に関する法律」（「女性支援新法」、24年4月1日施行）により、新たな女性支援が強化されますが、奈良県の市町村の相談窓口や女性相談員の配置が全国でも遅れています（上の表参照）。相談員の処遇を改善して配置を増やすよう求めました。

民間まかせの県「結婚応援事業」
県が今年から市町村とともに取り組む結婚応援事業は、民間の結婚コンシェルジュに委託して「お見合いマッチングシステム」や婚活パーティー、女子力アップセミナーなど、民間を応援する事業で、全国的に個人情報の流出や結婚観の押し付けなど個人の人格が損なわれている問題があります。
女性に結婚や出産の圧力となるのではと危惧します。
行政は、長時間労働の改善や子育ての負担軽減にこそ、取り組むべきだと指摘しました。

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2024年8月20日			
年会費名	北方領土返還要求運動奈良県民会議2024年年会費			
相手方	北方領土返還要求運動奈良県民会議			
年会費支払目的	北東アジアの領土問題の外交的解決、紛争をエスカレートさせない行動規範を結ぶことをめざして学習、発信、議会活動をすすめる			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 県民大会等を開催し、県民へのアピール、関係機関への働きかけ党をおこなう ◆本会の活動頻度 年1回の県民大会を開催し、現地研修、国への要請、陳情、北方領土展を開催するなど ◆参加者の状況 地方議員、自治体職員のほか関係団体の役員等 議会での質問等、議員活動に役立てる			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	5000 円	2024年度年会費	60
	合計 5000 円（すべて政務活動）			
備考	添付資料：北方領土返還要求運動奈良県民会議規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

北方領土返還要求運動奈良県民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、北方領土返還要求運動奈良県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(目的)

第2条 県民会議は、我が国固有の領土である北方領土の返還促進について、県民意識の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北方領土返還を促進するための啓発活動
- (2) 北方領土返還要求運動に関する情報及び資料の収集及び提供
- (3) 県民大会並びに講演会及び研修会の開催
- (4) その他の県民会議の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 県民会議は、第2条の目的に賛同する団体、企業又は個人で理事会の承認を得たもの（以下「会員」という。）をもって組織する。

(会費)

第5条 会員は、毎年度1口5,000円以上の会費を納入する。

(役員)

第6条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名（会長及び副会長を含む。）
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において、選任する。

(職務)

第7条 会長は、県民会議を総理し、県民会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その都度、会長が指名する副会長がその職務を代行する。

3 理事は、会務について審議する。

4 監事は、会務について監査し、総会及び理事会に報告する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(会議)

第9条 県民会議の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(議決事項)

第10条 総会は、会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 規約の改廃に関する事。
- (4) 役員の選任
- (5) その他の県民会議の運営に関する事項

2 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会から付託された事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第11条 総会の議長は、総会において選出する。

2 理事会の議長は、会長とする。

(議決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会議の開催)

第13条 通常総会は、毎年1回開催し、会長がこれを招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催し、会長がこれを招集する。

3 理事会は、会長が必要と認めたときに開催し、会長がこれを招集する。

(経費)

第14条 県民会議の経費は、会費、補助金及び寄付金等をもって充てる。ただし、寄付金については、理事会の議決を経て受領する。

(会計年度)

第15条 県民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 県民会議の事務を処理するため、奈良県総務部知事公室広報広聴課に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長、事務局次長及びその他の職員を置く。

3 事務局次長は、奈良県総務部知事公室広報広聴課長をもって充てる。

(顧問)

第17条 県民会議に顧問を置くことができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規約は、昭和60年2月7日から施行する。

2 県民会議の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、県民会

議設立の日から昭和60年3月31日までとする。

- 3 県民会議の設立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、昭和62年度総会の日までとする。

附 則

この規約は、昭和60年9月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年7月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年5月31日から施行する。

政務活動記録簿（要請陳情）					
会派・議員名 <i>山村 幸穂</i>					
年 月 日	2024年9月9日				
政務活動先	政府（厚生労働省、文部科学省、内閣府、防衛省）要望				
政務活動の目的	寄せられた要望、聞き取った要望等、政府関係省庁に届けた。				
相手方	参議院会館でのレクチャー方式				
内容、結果等 ※陳情要請の 効果を明記のこと	別紙				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	京都	近鉄	奈良－京都（往復）	1520円	70
	東京	新幹線	京都－東京（往復）	27940円	70
	国会議事堂前	東京メトロ	東京－国会議事堂前（往復）	360円	70
		合計 29820円（すべて政務活動）			
備考	添付資料： 要望書、要望の様子（写真を含む）レポート				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

政府4省庁に要望書提出

県議会議員 山村幸穂

9月9日、皆さんから寄せられた要望を、直接、文科省、厚労省、防衛省に届けて、実現を求めました。(各省庁への要望書は別途添付)

井上よし子、太田あつし、宮本次郎の衆議院小選挙区予定候補と白川青年学生部長が参加。たつみコウタロー衆議院近畿ブロック予定候補、宮本たけし衆議院議員、山下よしき参議院議員、こくた恵二衆議院議員も同席していただきました。

この間、街頭などでお願いした学費・奨学金についてのアンケートには752人の学生本人、保護者などから回答があり、切実な声が寄せられたことを紹介して、学費の値下げ、奨学金返済の半額免除などを強く求めました。



文部科学省に学費・奨学金問題で要望書を提出

文部科学大臣 盛山 正仁 様

要望書

2024 年 9 月 9 日 日本共産党奈良県委員会
同 県会議員団

貴職におかれましては、真理と正義を希求し、国民の教育に尽力いただいていることに敬意を表します。下記について、ぜひ、実現していただきますよう、要望いたします。

記

1. 学校給食の無償化について

憲法で義務教育は無償とされています。奈良県内でも期間限定で 14 の自治体になんらかの無償化を実施しています。国の制度として学校給食の無償化を進めてください。

2. 教職員の増員について

県内小中学校の教員不足と過重な働き方は深刻となっています。文科省の公立学校教職員の人事行政状況調査についてでも精神疾患で休職している奈良県の教育職員は 2020 年 44 人、2021 年 49 人、2022 年 56 人と増え続けています。

- ① 教職員を増やせるように定数を改善してください。
- ② 教員にも残業代を支給するなど、長時間労働を是正する措置をとられたい。
- ③ 教育予算を大幅に増額するよう求めてください。

3. 奈良教育大学附属小学校に関して

奈良教育大学は、「奈良教育大学附属小学校における教育課程の実施等の事案にかかわる報告書」を 2024 年 1 月 9 日、文部科学大臣に提出し、そのなかで、同校の教育実践を学習指導要領通りでないということだけで「不適切」と決めつけています。文部科学省は 1 月 19 日、学習指導要領の位置づけの一面のみを重視した「通知」を出しています。

本来、学習指導要領は、「教育課程の基準を大綱的に定めるものである」として、「各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域と協力」するとしています。地域性や子どもひとりひとりはみ

んな違います。本事案のように指導要領の絶対化は、それに沿った現場の創意あるとりくみを否定するばかりではなく、全国の各学校に「委縮」効果を及ぼすおそれが強いものと考えます。

1 月 19 日の通知は撤回していただきたい。

4. 学校体育館へのエアコン設置について

熱中症対策のために体育館へのエアコン設置が望まれています。奈良県の小中学校の体育館への空調設備設置率(2022.9 現在)は 22.5%です。大和高田市や生駒市が 100%の確保率になっている一方で奈良市は 1 校のみ 1.3%と差が大きくなっています。国の補助は現在 1 / 2 で上限が 7000 万円となっていますが、断熱性確保が要件で、財政措置がネックとなっています。災害時には避難所ともなります。学校体育館への空調設置を促進するために財源措置を大幅に増額されたい。

以上

防衛大臣 本原稔 様

2024 年 9 月 9 日 日本共産党奈良県委員会
同 県会議員団

下記の点についてお尋ねします。

1 自衛隊への名簿提供の問題について

奈良県では 12 市のうち、10 市が自治体が自衛隊に紙媒体で名簿提供をおこなっています。奈良市では 2023 年 2 月、生年月日が 2001 年 4 月 2 日～02 年 4 月 1 日までと 05 年～06 年同月日の計 6419 人の名簿を紙媒体で自衛隊に提供しています。当時、17 歳の高校生に昨年 7 月、募集案内が配達され、高校生は個人情報を提供できる明確な法令は存在せず名簿提供は違法だと強調。違法行為で取得し活用した自衛隊も個人情報保護法違反であり、憲法 13 条が保障するプライバシー権の侵害で精神的損害を被ったとして賠償を国と奈良市に求める裁判を起こす事態が生まれています。

住民基本台帳法は台帳の閲覧を認めているだけで提供の規定はありません。情報提供を望まない人を名簿から除外する「除外申請」制度もありますが、多くの市民は知りません。

名簿提供に「お墨付き」を与えた防衛省と総務省連名の通知「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」（2021 年 2 月）に関して、▽個人情報の提出に応じない市町村への不利益な扱いは生じない▽住民基本台帳の一部閲覧にとどめても法令に違反しない—の確認を求めます。

2 奈良県が求める陸上自衛隊駐屯地の誘致について

奈良県は全国で唯一陸上自衛隊駐屯地がなく、荒井前知事は五條市のゴルフ場跡地に陸上自衛隊を誘致しようと国へ再三要望していました。国は応じなかったため断念し、同地に大規模防災拠点整備の一環として 2000 ㎡滑走路を計画。昨年 4 月に荒井氏にかわり就任した山下知事は同計画を中止しました。しかし、山下知事は災害救援のためと称して自衛隊誘致の再開を表明しています。本来、災害対策は、消防力や初動体制の強化で防災対策を進めるべきです。これまで国は、自衛隊の本来任務は防衛であって災害救援のために奈良県に配置する必要はないと断っていたと承知しています。この考えに変化があったのでしょうか。

以上

文部科学大臣 盛山 正仁 様

高等教育の無償化を求める要望書

2024 年 9 月 9 日 日本共産党奈良県委員会
同 県会議員団

貴職におかれましては、真理と正義を希求し、国民の教育に尽力いただいていることに敬意を表します。

日本共産党奈良県委員会は、今年 3 月から学費・奨学金アンケートに取り組み、700 人を超える人から声を寄せてもらいました。(声全文や設問の集約は別紙)。

主な声を紹介します。「アルバイトをしないと生活費が厳しいので、学業にあまり専念できない」(10 代)、「金銭的な問題で学ぶ機会を得られない人もいるのに、学歴社会なのはどうかと」(20 代)、「自分の親もそうだが、子どもの高校、大学の選択肢を制限しないためには共働きで家族の時間を削るしかない」、「返還できないと取り立ての電話が毎日のようにかかってきて精神的につらかった。奨学金とは名ばかりで実際は借金。20 歳前後の未熟者にそれを明確に伝えないのは罪である」(30 代)、「32 歳で返済終わるまで、車を買う、結婚するをがまんしました。就学中に父の会社が倒産。退学の危機がありましたが、父が再就職できたので免れました」(40 代)、「母子家庭で子ども 2 人とも大学進学を望んでおり、自分の老後の資金を蓄える余裕もなく毎日が不安です」(50 代)

こうした声にあるように、高すぎる学費は若者の選択肢を狭め、貴重な学ぶ時間をアルバイトなどに費やさなければならないという矛盾をうんでいます。親世代の負担を増やし、奨学金を借りた場合、長期間にわたり返済に多くの人が苦しんでいる実態があきらかになっています。よって下記の要望を実現していただきますよう、要望します。

記

- ① ただちに国公立すべての授業料(大学・短大・専門学校)を半額にすること。
- ② 国が拠出した貸与奨学金の返済を半額免除にすること。
- ③ 高学費が国民生活に与える影響を調査すること。
- ④ 地方自治体が独自に行う奨学金について国が支援を行うこと。 以上

厚生労働大臣 武見 敬三 様
内閣府特命担当大臣 加藤 鮎子 様

要望書

2024 年 9 月 9 日 日本共産党奈良県委員会
同 県会議員団

貴職におかれましては、子ども及び国民の命と福祉をまもるために尽力いただいていることに敬意を表します。下記について、ぜひ、実現していただきますよう、要望いたします。

記

1. 子どもの医療費について

国がペナルティをなくしたことにともない、奈良県では 18 歳まで立て替え払いがなくなり、現物給付となりました。通院では、一部負担金をとらない無料が 17 自治体、未就学児無料が 2 自治体、年齢問わず 500 円が 14 自治体、県の制度と同じく、未就学児 500 円、小学生以上 1000 円は 6 自治体となり、大きく広がっています。子育て世代からは大きく歓迎されています。奈良県は「こども医療費助成に全国一律の医療費助成制度の実現を求める意見書」を提出し、奈良市をはじめ多くの自治体が国へ意見書を提出しています。

しかし、国は市町村国保の補助金で、窓口無料化をしていない場合や窓口負担を復活させた場合に加点するという無料化をすすめる自治体への圧力ともとれる通達「令和 7 年度保険者努力支援制度(取組評価分)の市町村分について」の「こどもの医療費の適正化の取組」を 6 月 26 日に出しています。子ども医療費を無料にして欲しいという願いに応える自治体に対して窓口負担の復活を促すものです。

- ① 医療費抑制を優先するのではなく、必要な医療を必要な人が受けることを優先させるために、「子ども医療費の適正化の取組」は撤回されたい。
- ② 国として子ども医療費の無料化を実現されたい。

2. 国民健康保険について

- ① 多子、低所得者は軽減措置があり、未就学児は半額に軽減されていますが、算定基準の子どもにかかる均等割りの軽減を拡充してください。

- ② 都道府県単位化で、奈良県は令和6年度から統一保険料となり、多くの市町村で保険料が引き上げられました。国は「統一保険料は法定化されていない。強制するものではない」としながらも、法定外繰り入れができなくなり、市町村で保険料を決めることができなくなっています。

統一保険料を国が促進するような、施策はやめていただきたい。

- ③ 運営方針では、減免についても、市町村長の裁量で減免できる規定を外すことを求めています。本来、保険料や減免規定など決定権限は市町村にあり、このような強制は許されないと考えます。

市町村が決定者というのであれば、その事を現場に徹底をされたい。

3. 加齢性難聴の補聴器購入に補助制度の実施を求めます

補聴器の利用は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

県内では、桜井市、香芝市、河合町、斑鳩町、三郷町が独自に一部補助を実施していますが、十分ではありません。奈良県が「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」を提出し、県内9市、5町で加齢性難聴者への補聴器補助をもとめる意見書を採択しています。

- ① 国として補助制度を創設してください。自治体の補助事業への支援を実施されたい。
- ② 保険適用が認められるようにしてください。

4. 生活保護制度について

- ① 命に直結する熱中症対策を進める必要があります。保護利用世帯のエアコンの修理費や買い換え費用、夏季加算(電気代)を国の制度として支給されたい。
- ② 扶養照会が保護申請をためらわせる最大の要因となっています。保護実施機関による扶養照会の強要を厳に慎むよう、国として通知を発出されたい。
- 違法・不適切な扶養の強要が行われていないか監査時に重点的に確認されたい。

5. 介護保険制度の改善について

高すぎる介護保険料は大きな負担となっています。また、奈良市では2014年から今年7月までに78の訪問介護事業所が廃止されています。4月から訪問介護の報酬が減らされ、事業の継続はますます困難になります。大和高田市では地

域区分が6級地から7級地に下がりました。これにより事業所は大きな影響を受けています。訪問介護の単価が下がったことから、ケアマネージャーが利用者の訪問介護を計画する上で、探しても見つからないという状況があります。

- ① 高すぎる介護保険料や利用料の引き下げ、低すぎる介護報酬を抜本的に引き上げるため、国庫負担を大幅に増額されたい。
- ② 訪問介護の報酬引き下げを撤回されたい。

6. 民間院内保育所への支援について

運営のための人件費の補助などは行われていますが、運営は厳しいものがあります。今は、地域に待機児童があるので受け入れています。安定的に保育所を運営できるように補助を増額されたい。

以上

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2024年10月8日			
年会費名	建設政策研究所2024年度個人会員会費			
相手方	特定非営利活動法人建設政策研究所			
年会費支払目的	社会教育の推進、まちづくりの推進、環境の保全を図るなどの活動を推進する建設政策研究所の調査・研究・政策提言活動に学び、議員・議会活動に活かす			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 建設産業関係の団体・個人、学者・研究者・専門家と連携し、資料情報収集、資料バンク、出版、講演・講師活動。研究集会シンポジウムを開催し、災害・環境破壊活動をおこさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設をめざす諸活動の推進 ◆本会の活動頻度 年1回の総会を開催。情報収集、研究会・シンポジウムの開催、研究会を随時開催し、機関誌「建設政策」を定期発行する ◆参加者の状況 建築、建設関係者、建築関係の研究者、専門家を中心に参加。地方議員は同会の発信する政策や施策提言をもとに、議会活動に活かす			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	5703 円	2024年度個人会員会費 (5000 円 + 消費税 + 手数料)	83
	合計	5703 円	(すべて政務活動)	
備考	添付資料： 特定非営利活動法人建設政策研究所定款			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

特定非営利活動法人建設政策研究所

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、その他の事務所を北海道札幌市中央区南8条西16丁目2番20号コーポ前川1F北海道建設厚生協会内、及び大阪府大阪市中央区釣鐘町1丁目1-1谷町秋田ビル501号室に置く。

(目的)

第3条 この法人は、災害・環境破壊を起こさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推し進め、国民と労働者・中小業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動

- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報・資料バンク
- (4) 出版・宣伝活動
- (5) 講演・講師活動
- (6) 研究集会・シンポジウム
- (7) その他、目的達成に必要な活動

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 団体会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する団体

(2) 個人会員

この法人の目的・活動に賛同し、参加・協力する個人

(3) 賛助会員

この法人の目的・活動に賛同する団体・個人

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

2 入会を希望する者は、理事会の認証を得て会員となることができる。

但し、正当な理由のない限り入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、附則で別に定める会費（会計年度途中入会会員を含む）を一口以上納入する。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき

(3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき

(4) 定款に違反したとき

2 前項第3号、第4号については理事会の議決により決定する

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事会に提出して、任意に退会できる。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納められた年会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことができる。
- 3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。
- 3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌握する。

- 2 理事長に事故あるときは、理事長代行を理事の互選により選出する。
- 3 専務理事は理事会の決定に基づき、事務局を総括し日常業務を処理する。
- 4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から審議・実践する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、

若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(事務局及び職員)

第17条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の議を経て理事長が定める。

第4章 顧問

(顧問)

第18条 この法人は顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問に関する必要な事項は、理事会で定める。

4 顧問は理事会における議決権を有しない。

第5章 総会

(構成)

第19条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 決算報告

(2) 事業報告

- (3) 監査報告
- (4) 事業計画及びその変更
- (5) 予算計画及びその変更
- (6) 役員の選出及び解任
- (7) 委員会の新規設置
- (8) 会費の金額
- (9) 定款の変更
- (10) 解散
- (11) 合併
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の20分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第22条 総会は、第21条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第21条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、会員総数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員それぞれを1と数える。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知し

た事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第23条（定足数）、第24条第2項（議決）、第26条第2号（議事録）及び第38条（定款の変更）の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の内容及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人3人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事から第14条第5項第5号の規定に基づき召集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第34条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項規定により、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、前条の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第7章 その他会議等

(運営会議)

第36条 理事会の決定を実践するため、運営会議を設置することができる。

- 2 運営会議は、理事長、副理事長、専務理事、各委員会委員長及び事務局理事で構成し、必要に応じて他の役員を加えることができる。
- 3 運営会議は本条第1項の業務に加え、各委員会の連絡・調整を図る。

(委員会)

第37条 この法人の業務及び活動を推進するため、理事会の承認を得て委員会を設置することができる。

- 2 新たに設置する委員会は、総会の承認を得ること。
- 3 各委員会の委員長は委員の互選とする。
- 4 各委員会の性格及び業務は次の通りとする。
 - (1) 編集・出版委員会は、定期的な機関誌・紙類、研究成果の取りまとめとその出版、その他の出版物の編集、などを行う。
 - (2) 研究委員会は、情勢分析や政策課題などの研究、および会員等からの委託による研究テーマの設定、研究会（プロジェクトチーム）の編成及びテーマの分担、研究方法及び発表方法の検討などの研究マネジメントを行う。

(研究会)

第38条 必要に応じて、第37条第4項第2号の規定に基づき、研究課題ごとに研究会（プロジェクトチーム）を置くことができる。

(専門家等の委嘱)

第39条 研究会の運営に必要な専門家等は、理事長が委嘱して研究会の会員に加えることができる。

- 2 研究会に関する事項は別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 研究及び事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり、翌年の10月末日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の2分の1以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併及び破産手続きの開始決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、解散時の公告、清算時の破産手続開始決定の公告は官報に掲載して行う。

第11章 雑 則

(細則)

第52条 この定款に疑義が生じた場合は理事会の解釈に随う。ただし、総会の事後承認を得ることとする。

2 この定款が規定する以外の事項は理事会が決し、総会の事後承認を得ることとする。

附 則

(附則)

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	永山 利和	理 事	田中 政広
副理事長	荒井 春男	同	谷野 洋
同	江澤 和治	同	塚原 信介
同	大塚 紀章	同	筒井 等
同	坂庭 國晴	同	福島 実
同	清水 謙一	同	古澤 一雄
専務理事	辻村 定次	同	丸山 信二
理 事	荒川 隆男	同	三楠 正廣
同	今井 拓	同	山田 規世
同	後藤 英輝	監 事	深見 勝治
同	椎名 恆	同	藤好 重泰
同	関口 慎雄		

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年12月末日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から2005年10月末日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

(1) 団体会員 1口 1万円

(2) 個人会員 1口 5千円

(3) 賛助会員 1口 5万円

7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が継承する。

8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与規程は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。

9. 2009年7月2日一部変更

10. 2020年3月27日一部変更

11. 2022年 8月1日一部変更

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2024年12月5日他				
表題と発行部数	山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2024年11月号 (64700 枚)				
対象者	奈良市民を中心に県民にひろく届ける				
配布方法	新聞折込 (54000 枚)、街頭配布・ポスティング等 (10700 枚)				
発行目的	9月議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	・ 9月県議会における本会議一般質問、討論、委員会質問でとりあげた県政上の重要課題についての論戦を紹介し、県民の関心を高め、要求運動を呼びかける。 ・ 県内の訪問介護事業所が介護報酬改定により経営危機に直面し、減少している実態を資料で示し、高齢者が暮らしやすい地域を維持するためにも国に介護報酬の再改定を求めて意見書を提案。採択したことを知らせた。 ・ 子ども医療費助成制度の拡充、高すぎる学費の半減、さらには無償化を求めて政府、県への要望活動を支援した。 ・ 活動の報告、提案内容を広く広報し、さらに意見聴取をおこない、議会質問に活かす。				
編集・制作・ 発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	313500 円	64700 枚	105
	新聞折込代	奈良産経企画	166540 円	54000 枚	104
	合計 480040 円 (すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料：こんにちは山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2024年11月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

こんにちは 山村さちほです

日本共産党奈良県会議員

2024年11月
県議会報告版

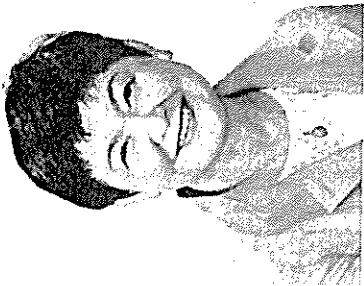
奈良県議会日本共産党議員控室
奈良市登大路町30奈良県議会内

ダイヤル tel 0742-27-8956
fax 0742-27-1492
ex-メール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp

山村さちほの県議会だより

■訪問をお待ちしています■ ブログ 毎日更新 話題いろいろ
■がにおは山村さちほです 意見もお待ちください

検索



県への要望書提出に参加。集会参加者に連帯のぬいぐるみをし、激励しました

お元気ですか

奈良県議会議員

山村さちほ

「軍事費を削って暮らしと福祉・教育の充実を」国民大運動実行委員会のみなさんが県に要望書を提出。2024秋の自治体キヤンペーンが始まりました。

実行委員会とは毎年、県下全ての市町村を訪問して住民の要望を届け、意見交換をしています。今年で33回目。

粘り強い草の根の取組めで、行政と力をあわせて、実現に力をこめていきます。

訪問介護事業所の休止・廃止が相次いでいます 「介護報酬引き上げの再改定を早急に行 うよう求める意見書」を全会一致で採択

私が提案した意見書案が全会一致で可決。政府が訪問介護事業の量本報酬を引き下げたために、訪問介護事業所の休止・廃止が相次いで、全国で多くの空室地域が広がっています。奈良県でも中山間地域を中心に減少しています。また、介護ヘルパーの給与は全産業平均より

約5割下回り、有効求人倍率は、5倍と異常な高水準で、人手不足が深刻です。

訪問介護事業所が「ない」か1箇所しかない自治体
2024年10月1日現在：奈良県
0 東吉野村 三宅町 (2)
1 川上村 上北村 下北山村 天川村 黒滝村 安部村 山添村 (9)

高齢者が地域で暮らすためになくはならない訪問介護事業が持続できるように、また職員の処遇改善のためにも報酬の引き上げを求めるものです。



討論

県教委はなぜ県外の教育大附小に介入したのか

平群町の住宅地の買上に建設中のみどりーうーについては、雨のたびに大量の濁水が流出し、住民の不安が増しているにもかかわらず、県はまことに規制をせず、事業費はたかだか100万円にすぎない。

皆さんから寄せられた意見をもとに、5項目について一般質問しました。

雨が降れば濁水が
住宅地の水路に

令和5年度決算を不認定

切実な県民要求実現に使わぬため返すだけ 安否確認できない大阪万博「機運醸成」予算は大問題

不認定となりました。前知事が大型開発優先の予算を編成し、山下知事に代わって2000の滑走路や関西国際空港に近づく鉄道新線など中止。しかし、中止した予算を学校給食費無償化や福祉医療一部負担廃止など県民の暮らしに使って

きたと発表しました。実施されず、ため込んだ財政調整基金は約250億円に膨れ上がりました。万博推進予算も必要性がないことから反対。また、県費が低く不安定な会計年度任用職員が増加しており、3年次の「雇止め」をやめ、処遇改善するように求めました。

県広域水道企業団設立
について反対

県民の「命の水」であるのに、広域化について県民に情報知らされず十分な説明がないことや、災害時の対応、水道料金の決定など、市町村の自治が損なわれることを指摘して反対。効率的で、専門職員を減らしたり、住民サービスに後退させるのではなく、政府や県がお金をかけて大切な水道を守るべきです。

9月定例会

物価高騰から暮らしを守る県民要求 県民要求正面に一般質問に立ちました

奈良教育大学附属小学校に対して、所管外の県教育委員会が不当介入をした問題を指摘しましたが、教育長は認めるところとませんでした。

陸上自衛隊基地の県内誘致誘導はやめるべき

平和の問題では、政府がごまかす軍事費を増やして、隣の京都府河内弾薬庫まで拡大してミサイル配備を進めるなど戦争の準備が進められているとき、奈良県に陸上自衛隊駐屯地の誘致「要請」は中止するよう求めました。

みんなく 資料室拡充を

県立歴史博物館について資料室を拡充し、展示を豊かに求めましたが、知事は資料室は8億、1000坪を確保するとのことでしたが、

県独自の大学生向け

給付型奨学金創設を

日本共産党が県内の駅頭などでアンケート調査を行ったところ、2人の意見を紹介し、県独自の大学生向け給付型奨学金制度の創設を求めましたが、県は断言していないと答弁。

奈良の民俗博物館は奈良の「みんな」だけ 奈良の人々の生きてきた足取り「民俗資料」 をきっちり研究し、まっちゃんに残したい

知事が創立50年の県立民俗博物館について
保有している資料が多量で、ルールを作っ
て廃棄も検討すると述べたことなど、多くの

方から疑問や意見があがりま
した。
文化遺産である民俗資料に
ついて考えをめぐり、学芸員と
して県立民俗博物館で研究さ
れていた大宮寺人氏の講演を
お聞きしました。
「民俗」を設立した当時の興
田知事は「奈良県民の日々の
営み、生きてきた足取りを忘
れてはならない、消えてはく
なる前に調査や民俗資料を集
めよう」と、市町村に呼び掛
けて、資料を収集したこと。
50個以上集めた「ちみちう

て50年間も資料室を作っ
てこなかった
ことこそが大問題

県立民俗博物館をきこるトークショー

古都奈良の文化と自然遺産を守る会主催

す」を比較研究、60個以上集めた「からす
き」も一つ一つ違いがわかり、数多く集める
ことで、進化の様子もわかった。これが中国
から伝わり、7世紀ごろから使われていたこ
いひことや、奈良から全国に広がったことな
ど、コマ作りで発展してまた奈良の大事なる歴
史資料であ
ることをお
話されまし
た。

参加者が
らは、きち
んとした資
料室を50年
もつこうと
こなかった
こと、開館
保存されて
いる大切な
資料、全国
でも珍しい県立の民俗博物館をどうすることも
出され、熱心な議論がなされました。
わたしも、この間の知事の発言や県の動き
について報告しました。学芸員・資料保存に関
する県の考え方や山下知事の発言を紹介しまし
た。

県立民俗博物館を視察

なんと学芸員は3人！

この問題では、県立民俗博物
館（大和郡山形市）を視察し、所長
や学芸員さんからお話をうかが
いました。（上野寛）

現場の学芸員さんが3人しか
おらず、うち正規雇用の方は1
人という状態に驚きました。



平常時に防災意識の醸成、災害時には1000人避難所に

御所市防災交流館を視察

御所市は中央構造線新断層が
近くにあり、「御所流れ」と
言われた大きな被害をうけた
水害を経験しています。

災害発生時には1000人
の市民が避難することのでき
る大規模な避難所と備蓄倉庫
を兼ねる「御所市防災交流館」
が今年4月1日にオープン。
市内外から視察が相次ぎ、注
目されています。

9月11日、視察しました。
500人収容のホールも、
広く設定された階段口で、
各学芸員も災害発生時には避
難者用のスペースになり、調
理室は「炊き出し」で、音響
室は「感染症等隔離室」にな
ります。広い備蓄倉庫は市の
集中備蓄倉庫を兼ねていて
発電機、簡易トイレ、テント、
食料・水などが備蓄さ
れています。



学名を提出し、県の
福祉医療制度の一部負担
金をなくし完全無料
化を求めました。



一部負担金をなくし、福祉医療費完全無料化を

暮らしを守る

要望活動

廃いのあところ
どこへでも

山形さちほのフォトライブ

山形県議会の議員内外での
活動を写真で紹介しています。



9月9日、政府が省庁へ
の要望。文科科学省に
「学費が過剰すぎる」とい
う学生の訴えを届け、直
ぐに半額に引き下げまし
た。

高すぎる学費、すぐに半額に、さらに無償化を



学費・授業料アンケート
に寄せられた学生、家族
の訴えを県教育委員会に
届け、県立大学の給付制奨
学金制度の創設を求めら
れました。

県立大学の給付型奨学金制度創設を

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 山村 幸穂

年 月 日	2025年2月6日他				
表題と発行部数	山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2025年1月号 (64700 枚)				
対象者	奈良市民を中心に県民にひろく届ける				
配布方法	新聞折込 (54000 枚) 、街頭配布・ポスティング等 (10700 枚)				
発行目的	12月議会での本会議発言、委員会質問を広報することで、県政上の課題や問題を明らかにし、県民の意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動				
内容	・12月県議会における本会議討論、委員会質問でとりあげた県政上の重要課題についての論戦を紹介し、県民の関心を高め、要求運動を呼びかける。 ・2025年度予算編成にあたって、共産党に寄せられた県政要求を予算に盛り込むよう求めて予算要望書を提出、知事と懇談。その内容を詳しく周知した。 ・県民の批判が噴出したK-POPイベントについて何が問題なのかを示して、取り組みの抜本的見直しを求めた。保育運動をすすめる団体の県政への要望書提出に同席し、保育運動全体の要望を聞き取った。 ・活動の報告、提案内容を広く広報し、さらに意見聴取をおこない、議会質問に活かす。				
編集・制作・ 発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	314600 円	64700 枚	133
	新聞折込代	奈良産経企画	166540 円	54000 枚	131
	合計 481140 円 (すべて政務活動、100%充当)				
備考	添付資料：こんにちは山村さちほです (山村さちほの県議会だより) 2025年1月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



こんにちは
山村さちほ

日本共産党奈良県会議員

山村さちほの県議会だより

■訪問をお待ちしています■ ブログ 毎日更新 話題いろいろ ご意見もお寄せください

■訪問をお待ちしています■ ブログ 毎日更新 話題いろいろ ご意見もお寄せください

■訪問をお待ちしています■ ブログ 毎日更新 話題いろいろ ご意見もお寄せください

2025年 1月

県議会報告版

奈良県議会日本共産党議員控室
奈良市登大路町30 奈良県議会内

ダイヤル tel 0742-27-8956
fax 0742-27-1492
eメール naraken-jcp@forest.ocn.ne.jp



くらし、教育、福祉最優先に 一人ひとりの人権を大切にする県政へ

「重要要望」17分野の119項目 「個別要望」215項目

日本共産党奈良県議員会と同奈良県会議員団
は11月27日、「くらし・福祉・教育最優先に、
一人ひとりの人権を大切にする県政へ」と山下
知事に来年度予算編成に向けての予算要望書

知事へ2025年度予算要望



山下知事(右側)に要望書を手渡し、懇談する山村幸穂議員(その左)

を提出、懇談しました。

「重要要望」は▽物価高騰から暮らしを守る、
▽中小企業・小規模事業者など県内産業と雇用
への支援拡充、▽コメ農家・小規模農家をはし
め、農林水産業をささえる、▽観光対策、▽新
型コロナウイルスをはじめ感染症から命を守る
保健医療体制を、▽医療・介護体制の充実、▽
高齢者の福祉。医療の拡充、▽障害者・難病患
者等への支援の拡充、▽子ども・若者・学生へ
の支援と教育条件の整備拡充、▽文化遺産・自
然と景観を守る、▽芸術・文化・スポーツへの支
援、▽ジェンダー平等・人権擁護の推進、▽気
候危機打開、省エネ・再エネの推進、▽防災対
策の強化、▽地域交通の整備、交通バリアフリー
の推進、▽不要不急の事業・大型開発の見直し、
大阪万博・カシノ中止を求め、▽平和と憲法
を守り、住民福祉の期間としての地方自治を守
る、の17分野119項目。別途「個別要望」2
15項目(重畳等)を提出しました。

懇談の中で私は知事に「県中南部地域の文化
の拠点施設である橿原文化会館の現地の存続
を」と強く求めました。

*予算要望書(重要要望 個別要望本文)は日本共
産党奈良県議員会ホームページに掲載しています。

「日韓国交回復60周年・奈良県
忠清南道友好提携10周年記念事業
費」(K-POPイベント開催事
業)として約2億7500万円が
計上されました。
友好交流は大切ですが、「一夜
のイベントになせこれほどのお金
がかかる
のか理解
できない」

県民合意も得られない」ことから
反対しました。*同議案は賛成多
数で可決。△反対△自民・無所属
の会(12)、非産(1)。(賛成)
自民・無所属の会(8)、新政
(1)、無所属(1)、維新(12)。
(退席等)(5)

一般会計補正予算

K-POP イベントに2.7億は真直しを



「一時的な行事でなく、持続的に
未来に向かって友好と平和の関係を
築くためには、過去の歴史(日
韓併合や旧日本軍による暴行など)
を正しく知ることが大切だと主張
しました。
その他、旅券発 hands 手数料の引き
上げ(一方、オンライン申請は引
き下げる)に反対。

2025年3月から、マイナ
バーカードを運転免許証と一体化
した「マイナ免許証」が導入され
ます。これは任意で「どうするの
か」は選択ができますが、免許証
の発行・更新の手数料が従来通り
の免許証なら引き上げられ、「マ
イナ免許
証」にす
ると現行
手数料が

引下げられ、その差額は800円
にもなります。
「マイナ免許証」に特別なメリッ
トはありません。「一体化すると
携行(持ち歩き)が義務付けされ
不安」「紛失すると心配」などの
声があがっています。従来の免許
証の発行・更新手数料の引き上げ
に反対しました。

お元気ですか

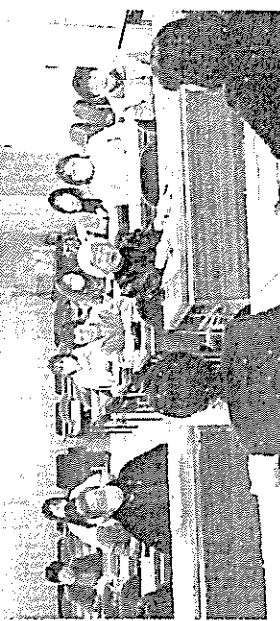
新年おめでとうございます。
昨年は、総選挙で自公政権が過半数制
れ。国民の運動の力で政治を前向きに動
かせる新しい情勢となりました。
異常な物価高に無策の国の冷たい政治
から、暮らし、福祉、教育を守る県政の

奈良県議員

山村さちほ

役割が、いよいよ重なります。
県議会は日本共産党は一議席ですが、
議会内外で多くのみなさんと力を合わせ
て、要求実現に頑張ります。
今年も、よろしくお願いします。

☆子どものための予算の大増額、保育士の処遇改善などを求めて、奈良県保育運動連絡協議会の皆さんの県要望に同席しました。



子どものための予算、もっと増額を

願いのあるところ
どこへでも

山形さくら県政報告

山形県議会の議員以外での活動を写真で紹介。

★県議会ががん対策推進議員連盟は全議員が参加。超党派で対策を推進してきました。
毎年、患者会のみならずと懇談し、要望をまとめて知事に提出しています。

県議会ががん議連が知事に要望書提出



☆くらしと民主主義、平和を守る日本をめざす革新懇運動。市民の要求をにかけて、草の根から連帯と運動を広げる活動に取り組んでいます。
奈良革新懇定期総会で奈良県政について報告。引き続き、市民の願いが届く県政に、力をあわせませう。



奈良革新懇定期総会で県政報告

県立学校へのエアコン設置 一歩前進です

県教育委員会は多くの県民、生徒や保護者から、強く要望されていた特別教室、体育館への空調設備（エアコン）設置を加速すると発表。

エアコン設置状況は、県立高校の特別教室は3割が未設置で、体育館等は全国平均より大きく遅れ、全国最低レベル（下表参照）です。このほど、県は災害時に福祉避難所となるため、特別支援学校への設置を優先する設置計画をすすめていきましたが、この計画自体の完了を1年、早めるとともに、特別支援学校の設置の完了後に県立高校へのエアコン設置に着手するとしていた計画を、前倒しして2024年度から着手し、「早期の設置完了をめざす」としたものです。

空調設備の設置状況

2024年9月1日時点

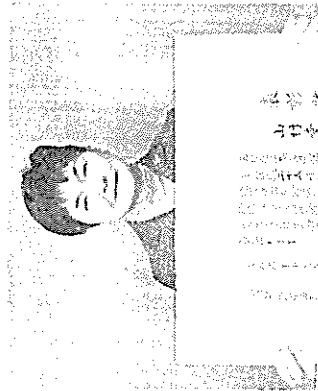
高校	2024年（全国平均）
普通教室	100.0%（99.4%）
特別教室	70.0%（58.4%）
体育館等	7.1%（14.0%）

*文部科学省調査より抜粋

在職25年

県議会で全国都道府県議会議長会から在職25年の永年勤続功労者表彰をうけました。

県議7期目。25年の節目。明後2期をあわせて33年の議員生活。皆さんの温かい応援のおかげです。「すべての人が人間らしく生きられる社会に」初心を忘れず、精進してまいります。



*ご意見、感想をお寄せください。TEL0742(27)8956 奈良県議会日本共産党議員室

難聴児への補聴器購入 助成制度の拡充・改善を 補聴器の修理も補助対象に

厚生委員会

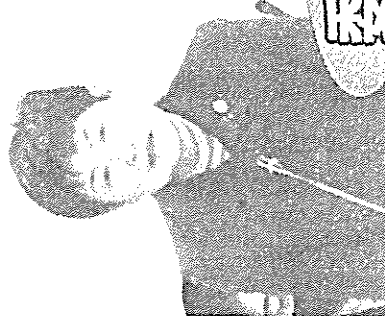
「難聴児親の会」のみなさんから寄せられた要望について質問。難聴児への補聴器購入助成事業の実施要項の、①画面上だけでなく片難聴児も事業の対象であること明記すること、②補聴器修理や「フック補聴器」なども補助の対象とすること、③所得制限を撤廃することについて改善を求めました。

県は所得制限はなくし、他の要望も検討し、親の会に回答すると答えました。

地域医療、介護、福祉をとり
いのちを支える県政に

医療、介護、保育、障害者支援などのちを支える現場は深刻な経営難に直面しています。訪問介護事業で介護職員不足などで廃業

する事業所が増えており、介護職員の処遇改善のための独自の支援策実施を求めました。
また、介護保険の利用が増え続けているなか、県は制度を維持するために
として、介護認定や給付の「適正化」の取組を強化する方針を打ち出していますが、必要な介護を抑制したり、認定を制限することがないよう求めました。



厚生委員会で質問

委員会論戦

学童保育支援員の処遇改善 施設拡充に県の独自支援を 待機児童も増えています

学童保育の利用者が増加し続け、待機児童も増えています。
話込みにより1つ2つの人数が70人を超え大規模化している園もあり、改善を求めました。また、学童保育支援員の半数は非正規雇用で給与も低く、賃上げをしてもらえない状況でも、処遇改善と施設拡充の県の支援を求めました。（独自支援事業は全国で24の都道府県実施）

県立学校の「L・L」に生機用品を置いてほしいとの要望も寄せられています。
県教委は「保健室に取りに来たら無料で渡す」と言いつつ「1つも1つもない」「言い出しにくい」と辛い思いをしている生徒に、もっと改善を強く求めました。

少子化対策・女性活躍推進・スポーツ振興対策特別委員会

第11号様式の11（第5条関係）

2024年度事務所状況報告書	
会派・議員名 山村 幸穂	
① 政務活動事務	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
② 所在地	住所 奈良市西木辻町200番地の21 岡井ビル1階西側（店舗兼居宅） 電話 0742 (23) 3010 延べ床面積 約43.0㎡
③ 他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他（ ）
④ 所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件（賃貸借契約先 XXXXXXXXXX 所有者 ☒ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 （登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤ 按分率の考え方	☐ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☒ 事務所全体面積43.0㎡（a）うち政務活動使用面積21.5㎡（b） ☐ 事務所使用時間 時間（a）うち政務活動使用時間 時間（b） （b）／（a）＝ 21.5／43.0 → 按分率 50%
⑥ 事務所賃借料の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 50% （按分率の考え方：後援会事務所との面積按分）
⑦ 駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / （按分率の考え方： ）
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 50% （按分率の考え方：事務所賃借料と同率 ）
⑨ 備考	賃貸借住宅標準契約書を添付 （平成17年8月31日付「契約書」第3条、契約内容に異議、変更がないとき、契約を継続するにしたがって、継続する）

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸借住宅標準契約書

岡井ビル
1F西側

平成17年8月31日



社団法人 奈良県宅地建物取引業協会制定

賃貸借契約書 (店舗・事務所)

物件表示	所在地	奈良市西本町200番20・200番21
物件名	岡井ビル (1F面側)	契約区画
構造	鉄骨造3階建	専有面積 約43㎡

平成17年9月1日～平成18年8月31日まで2年間												
賃貸借期間	円											
保証金	円											
賃料	円 (税込)											
共益費	円											
解約引	円											
礼金	円											
水道代	円											

支払期限	翌月 分を毎月末日迄に指定された方法で支払う。
支払方法	(自動引落・銀行振込) 郵便局 銀行 支店 (普通・当座) 預金 口座番号 No. 名義人
使用目的	事務所 解約予告 借主 (/) ヶ月前予告

別紙特約事項を添付
特約条項

鍵預り書

貸主	様	後日 残1本をお返しします
	1 本	No. 1
	本	No. 2
	本	No. 3
	本	No. 4

お預かりした鍵を万一紛失した場合、その鍵の交換費用を負担致します。

平成 年 月 日

借主 山村 幸枝

貸主（甲）と借主（乙）との間に、本日賃貸契約を締結し、その成立を証する

為本書通を作成し、甲・乙記名押印の上各自電通を保有する。

平成 年 月	
貸主（甲）住所	TEL
名称（氏名）	
甲の代理人住所	TEL
名称（氏名）	印

借主（乙）住所	奈良市西村27-6 ユー・エス・ビル302号
名称（氏名）	山村 幸穂
TEL	0742(23)3565
連帯保証人住所	奈良市西村27-6 ユー・エス・ビル302号
名称（氏名）	山村 幸穂
TEL	0742(23)3565
借主（乙）住所	奈良市西村27-6 ユー・エス・ビル302号
名称（氏名）	山村 幸穂
TEL	0742(23)3565
連帯保証人住所	奈良市西村27-6 ユー・エス・ビル302号
名称（氏名）	山村 幸穂
TEL	0742(23)3565

仲介業者 ①

借主（乙）住所	奈良市西村27-6 ユー・エス・ビル302号
名称（氏名）	山村 幸穂
TEL	0742(23)3565
連帯保証人住所	奈良市西村27-6 ユー・エス・ビル302号
名称（氏名）	山村 幸穂
TEL	0742(23)3565

仲介業者 ②

契約条項 (店舗・事務所)

- 第1条 (契約の目的)
貸主(以下「甲」という。)および借主(以下「乙」という。)は、保証金(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。
- 第2条 (使用目的)
乙は、本物件を店舗・事務所としてのみ使用しななければならない。
- 第3条 (契約期間)
乙は、本物件内に居住し、もしくは乙の家族、従業員その他の者を居住させてはならない。
- 第4条 (契約期間)
本契約は、保証金の貸渡期間とする。
- 第5条 (賃料)
前項の契約期間が満了する日までに甲・乙双方異議がなければ本契約は同一条件で更新されたものとする。
- 第6条 (賃料)
賃料、共益費等は、月額を保証金(以下「保証金」という。)として、一括して支払うものとする。
- 第7条 (賃料)
賃料、共益費等は、前条の保証金(以下「保証金」という。)として、一括して支払うものとする。
- 第8条 (賃料)
賃料、共益費等は、前条の保証金(以下「保証金」という。)として、一括して支払うものとする。
- 第9条 (賃料)
賃料、共益費等は、前条の保証金(以下「保証金」という。)として、一括して支払うものとする。
- 第10条 (賃料)
賃料、共益費等は、前条の保証金(以下「保証金」という。)として、一括して支払うものとする。
- 第11条 (賃料)
賃料、共益費等は、前条の保証金(以下「保証金」という。)として、一括して支払うものとする。

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

第 12 卷

特約条項

- 特約条項

特約条項

特約条項

特約条項

17 年 8 月 31 日

重要事項説明書(賃貸借)

山村幸

宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。

商号
主たる事業所所在地
免許番号
従たる事業所
所在地
TEL

貸主	名称・氏名	住所
	陶井ビル	奈良市西木町200番地の2

物件名称	陶井ビル	1F 西側	号室
所在地	奈良市西木町200番地の2		
構造	鉄骨造	3階建	
用途	店舗兼居住		
設備	電気	有・無	
	ガス	有・無	
	水道	有・無	
	浴室	有・無	
	トイレ	有・無	
	台所	有・無	
	給湯	有・無	

契約期間	平成17年9月1日より平成19年8月31日まで	年
項目	金額	消費税率等
保証金・敷金	金250,000円	円
礼金	金250,000円	円
家賃(月額)	金80,000円	円
共益費(月額)	円	円
駐車場料(月額)	円	円
仲介手数料	金80,000円	円
水電代	金3,000円	円

供託書等	宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。
に關する	宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。
説明事項	宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。
用途	住宅・店舗・事務所
備前法等に基づく制限	所在地

《報酬額表》

○昭和四十五年建設省告示第千五百五十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第十七条第一項(現行第四十六條第一項)の規定により、宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に關して受けることのできる報酬の額を次のとおり定める。

第一—売買又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物（建物の一部を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に關して依頼者から受けることのできる報酬の額は、依頼者の一方につき、当該売買に係る代金の額（当該売買に係る課税資産の課税等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。）又は当該交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る課税資産の課税等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に阿比の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

二百万円以下の金額	百分の五
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の三

第二 売買又は交換の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の代理に關して依頼者から受けることのできる報酬の額は、第一の計算方法により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合には、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第一の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第三 賃借の媒介に関する報酬の類

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の媒介に關して依頼者の双方から受けることのできる報酬の額は、当該媒介に係る課税資産の課税等につき算出されるべき消費税額及び、当該宅地又は建物の借賃（当該借賃に係る課税資産の課税等につき算出されるべき消費税額を控除した金額）として課せられるべき地方消費税額を含むものとし、当該媒介者が使用取手を兼ねるものである場合においては、当該宅地又は建物の通算の借賃をいう。以下同じ。）の一月分に対応する金額以内とする。この場合において、居住の用に供する建物の賃貸料の媒介に關して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額は、当該媒介者の依頼を受ける場合に當てて依頼者の承諾を得て当該依頼者の承認を除き、借賃の二分の一に相当する金額以内とする。

第四 貸借の代理に関する報酬の類

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の代理に關して依頼者から受けることのできる報酬の額は、当該宅地又は建物の借賃の一分分に相當する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該賃借の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が借賃の一分分に相當する金額を超えてはならない。

第五 権利金の授受がある場合の特例

宅地又は建物（居住の用に供する建物を除く。）の賃貸借で権利金（権利金その他いかなる名をもつてするかを問わず、権利設定の対価として支払われる金銭であつて返還されないものをいふ。）の受取があるもの、代理又は媒介に關し、当該賃借に係る現狀現額（第三條第一項は第四條の規定にかかわらず、当該賃借に係る現狀現額の増減等につき課せられなければならない）は第四條の規定に於て課せられるべき地方消費税額（増減等につき課せられなければならないものとする。）を、第一又は第二の規定によることとすることができる。

第六 第一から第五までの規定によらない報酬の受領の禁止

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に関し、第一から第五までの規定による目か、報酬を受けることができる。ただし、依頼者の依頼によつて行う広の料金に相当する額及び当該代理又は媒介に係る消費税額及び当該消費税額を課税標準としてされるべき地方消費税額に相当する額については、この限りでない。

附則 (建設省告示第三十七号)

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

特別事項	別紙特許条項参照。 関西電力 36-1201 西井 7001- 61-2424 水道は開栓の 必要はありません。
------	--

その他の特約条項

[illegible]

1. 貸主の指定がある場合、貸主指定の住宅総合保険に、入居期間中は加入のこと。
1. 貸主の指定がある場合、自治会に加入のこと。
1. 借主が法人の場合、入居者代限りとし、入居者は借主の従業員とその家族に限り加入すること。

實事求是國史編纂

1. 入札締結後、申込書に於て、
 貸渡期間の満了後、
 物件の返却を要する事項を
 記載する旨を、
 不正の虞があるや、契
 約手続により本物件を賃借したとき、契

1. 本契約上の手付けは、解約の履行に着手するまで、当事者の一方が要約を償還して契約の解除をするべきことが定められている。
1. 債主が下記指定期日までに要約の履行がなされない時は、前項による解除権を行使し、その旨を催告せしめて契約を解除される。
1. 本物件の外内に於て、動植物（ペット等）の飼育をした場合は即時契約を解除できるとする。
1. 賃料共益費等の支払を2ヵ月分以上遅延して滞納の時は催告なしで要約の解除をすることができる。
1. 又は入居者（同居者を含む）が暴力団ないし過激派関係者と判明した時は即ち要約を解除できる。
1. 本契約を解約する場合、カ月前に解約通知予告を甲に対し書面をもってしなければならぬ。

手付日	決済日	引渡日	日割家賃
平成7年8月23日 曜	平成7年8月23日 曜	平成7年8月23日 曜	平成7年8月23日 曜

上記の通り重要事項の説明をうけ、重要事項説明書を受領しました。

平成17年8月31日

全京新西村 町 27-6 W 林-マヅノ/302号

山村幸徳

者 理 理 者	者 理 理 者
---------	---------

2024年度雇用状況報告書

会派・議員名 山村 幸穂

①・用者	氏名 住所 電話番号																												
②雇用形態	☐ 直接雇用 ☒ 派遣等																												
③雇用期間	2024年4月1日～2025年3月31日																												
④職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤給料（賃金）	1800円（ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）																												
⑥按分率の 考え方	☒勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する（その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない） <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月（ 7日）</td> <td>21.0時間</td> <td>25.0時間</td> <td>4.0時間</td> </tr> <tr> <td>5月（ 7日）</td> <td>20.0</td> <td>23.0</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>6月（13日）</td> <td>36.0</td> <td>43.0</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>7月（ 8日）</td> <td>24.5</td> <td>29.0</td> <td>4.5</td> </tr> <tr> <td>8月（ 8日）</td> <td>22.0</td> <td>26.0</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>9月（16日）</td> <td>44.5</td> <td>50.0</td> <td>5.5</td> </tr> </tbody> </table> ☐勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☐職務内容による場合（ ） → 按分率 /	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間（参考）	4月（ 7日）	21.0時間	25.0時間	4.0時間	5月（ 7日）	20.0	23.0	3.0	6月（13日）	36.0	43.0	7.0	7月（ 8日）	24.5	29.0	4.5	8月（ 8日）	22.0	26.0	4.0	9月（16日）	44.5	50.0	5.5
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間（参考）																										
4月（ 7日）	21.0時間	25.0時間	4.0時間																										
5月（ 7日）	20.0	23.0	3.0																										
6月（13日）	36.0	43.0	7.0																										
7月（ 8日）	24.5	29.0	4.5																										
8月（ 8日）	22.0	26.0	4.0																										
9月（16日）	44.5	50.0	5.5																										
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 出向に関する覚書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☒ 社会保険関係書類																												
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員が、現在1人のため覚書に従って政務活動費を充当するものとする																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

2024年度雇用状況報告書

会派・議員名 山村 幸穂

①・用者	氏名 住所 電話番号																												
②雇用形態	☐ 直接雇用 ☒ 派遣等																												
③雇用期間	2024年4月1日～2025年3月31日																												
④職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																												
⑤給料（賃金）	1800円（ ☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給）																												
⑥按分率の考え方	☒勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 按分率 1 / 1 い、その分を政務活動費として充当する（その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない） <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間（参考）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月（ 8日）</td> <td>26.0時間</td> <td>31.0時間</td> <td>5.0時間</td> </tr> <tr> <td>11月（ 9日）</td> <td>24.5</td> <td>28.0</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>12月（ 8日）</td> <td>24.0</td> <td>30.0</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>1月（ 8日）</td> <td>20.0</td> <td>22.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>2月（ 9日）</td> <td>20.0</td> <td>22.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>3月（10日）</td> <td>34.0</td> <td>42.0</td> <td>8.0</td> </tr> </tbody> </table> ☐勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☐職務内容による場合（ ） → 按分率 /	月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間（参考）	10月（ 8日）	26.0時間	31.0時間	5.0時間	11月（ 9日）	24.5	28.0	3.5	12月（ 8日）	24.0	30.0	6.0	1月（ 8日）	20.0	22.0	2.0	2月（ 9日）	20.0	22.0	2.0	3月（10日）	34.0	42.0	8.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間（参考）																										
10月（ 8日）	26.0時間	31.0時間	5.0時間																										
11月（ 9日）	24.5	28.0	3.5																										
12月（ 8日）	24.0	30.0	6.0																										
1月（ 8日）	20.0	22.0	2.0																										
2月（ 9日）	20.0	22.0	2.0																										
3月（10日）	34.0	42.0	8.0																										
⑦添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 出向に関する覚書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☒ 社会保険関係書類																												
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																												
⑨備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員が、現在1人のため覚書に従って政務活動費を充当するものとする																												

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

（出向者）

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名
住所

（出向期間）

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2024（令和6）年4月1日から2025（令和7）年3月31日までとする。

（出向先事業所名及び所在地）

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県会議員団
所在地 奈良市登大路町30 奈良県庁内（議会棟 日本共産党議員控室）

（身分）

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

（勤務等）

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

（年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

（賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。月の政務調査活動に係る実費の負担額の上限額を3万円とする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

（社会保険の附保等）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する

（出向期間中の費用）

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(福利厚生)

第十一条 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項
 - イ 出向者の履歴に関する事項
 - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項
 - イ 出向者の乙における業務内容
 - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
 - ハ 出向者の勤務状況
 - ニ その他甲から求められた事項

(疑義の解決)

第十四条 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2024(令和6)年 4月 1日

所在地	奈良市四條大路2丁目2番16号
甲 事業所名	日本共産党奈良県委員会
代表者	委員長 宮本 次郎
所在地	奈良市登大路3丁目9番地 奈良県議会内
乙 事業所名	日本共産党奈良県議会団
	県議会議員 山村 幸穂

政務活動補助業務賃金台帳(2024年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名		住所		生年月日		性別		雇入年月日																					
4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		賃与1		賃与2		合計	
労働日数	7	7	13	8	8	16	8	9	8	8	9	8	8	9	8	8	9	10											
労働時間数	21.0	20.0	36.0	24.5	22.0	44.5	26.0	24.5	24.0	20.0	20.0	34.0																	
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
領収印																													

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村 幸穂 様

¥2,160. -

出向職員の政務活動事務補助職員労災保険料事業者負担分（2024年4月分～
2025年3月分）として受領しました。

2025年 4月 3日

日本共産党奈良県委員会

奈良市四条大路2丁目2-16

Tel 0742(35)5811 Fax 0742(35)5815

係印

出向職員の政務活動事務補助職員労災保険料事業者負担分月別内訳

年月日	給与額（議員分負担）	労災保険事業者負担分（6/1000）
2024. 5. 14	2024年04月分	30000円 180円
2024. 6. 13	2024年05月分	30000円 180円
2024. 8. 08	2024年06月分	30000円 180円
2024. 8. 08	2024年07月分	30000円 180円
2024. 9. 10	2024年08月分	30000円 180円
2024. 10. 21	2024年09月分	30000円 180円
2024. 11. 08	2024年10月分	30000円 180円
2024. 12. 11	2024年11月分	30000円 180円
2025. 1. 09	2024年12月分	30000円 180円
2025. 2. 22	2025年01月分	30000円 180円
2025. 3. 25	2025年02月分	30000円 180円
2025. 4. 03	2025年03月分	30000円 180円
		2160円